

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第66号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第106号）

第3回及び第4回辰巳ダムデザイン検討委員会に係るパワーポイント資料の電子データ及び議事録本文

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) H18. 7.31 公開請求 | (4) H18. 9.20 諮問 |
| (2) H18. 8.14 不存在決定 | (5) H21. 9.7 答申 |
| (3) H18. 8.22 異議申立て | |

4 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>1 第3回及び第4回辰巳ダムデザイン検討委員会（以下「検討委員会」という。）に係るパワーポイント資料の電子データの不存在について</p> <p>実施機関は、表記に対応する公文書に関して、第3回及び第4回検討委員会に係る資料について、委託業務の完了期限前であり成果品が県に提出されていないので、不存在であると主張しており、一方、異議申立人は、検討委員会で使用された資料は、本来提出されているはずのもので、成果品として納入されているか否かに関わらず、公文書として保管されていなければならないと主張している。</p> <p>(1) 当審査会において、検討委員会に係る業務委託である「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業景観検討委員会資料作成業務委託」に係る「業務委託（当初）設計書」の特記仕様書（以下「業務委託特記仕様書」という。）を見分したところ、「2. 業務内容」の「(2) 検討委員会運営補助」として、「検討委員会当日に、会場設営・資料説明などの運営補助を行う。」と記載されており、受託者に検討委員会当日の会議資料であるパワーポイント資料の提出を求めていているが、その電子データまで求めていないとの実施機関の説明は不自然ではない。</p> <p>(2) 前年度の業務委託の成果品として提出された第1回及び第2回検討委員会に係るパワーポイント資料の電子データは、本件公開請求に応じて公開されているが、公開請求があった当該年度に開催された第3回及び第4回検討委員会に係る電子データについては、業務委託が完了していないため成果品として提出されておらず、保有していないとの実施機関の主張は不自然ではない。</p> <p>なお、検討委員会の会議資料であるパワーポイント資料の事前打合せにあたって、その元となる電子データ自体が実施機関に提出されていないとしても、協議や修正ができるないとまではいえない。</p> <p>(3) 石川県情報公開条例第2条第2項の公文書の定義では、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」となっており、業務委託の成果品として提出されていない以上、文書を取得し保有しているとは認められない。</p>

項	
	<p>以上のことから、第3回及び第4回検討委員会に係るパワーポイント資料の電子データについて不存在決定を行ったことは、不合理ではない。</p> <p>2 第3回及び第4回検討委員会に係る議事録本文の存在について 当審査会において、業務委託特記仕様書を見分したところ、「2・業務内容」の「(2) 検討委員会運営補助」として、「議事録作成」が記載されており、また、本件業務委託の報告書では、各回の検討委員会で前回の議事要旨の確認が行われたことが記載されていた。 このことから、議事録本文は検討委員会で使用しないので、委託業務完了後に成果品として提出させているとの実施機関の主張は、特段不自然とはいえない。 したがって、第3回及び第4回検討委員会に係る議事録本文について不存在決定を行ったことは、不合理ではない。</p>

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第66号

答 申 書

平成21年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成18年7月31日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

辰巳ダムデザイン検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関する

- (1) パワーポイント資料（電子データ）（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) 各会議の議事録本文（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1と併せて「本件請求文書」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、(1)のとおり第1回及び第2回検討委員会に係る文書を本件請求文書に対応する公文書として特定し、平成18年8月14日に公開決定を行い、同日付けで通知するとともに、(2)のとおり第3回及び第4回検討委員会に係る公文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して、異議申立人に通知した。

(1) 公開決定

ア 本件請求文書1に対応する公文書

- (ア) 第1回辰巳ダムデザイン検討委員会パワーポイント資料（電子データ）
- (イ) 第2回辰巳ダムデザイン検討委員会パワーポイント資料（電子データ）

イ 本件請求文書2に対応する公文書

- (ア) 第1回辰巳ダムデザイン検討委員会議事録
- (イ) 第2回辰巳ダムデザイン検討委員会議事録

(2) 不存在決定

ア 本件請求文書1に対応する公文書

- (ア) 第3回辰巳ダムデザイン検討委員会パワーポイント資料（電子データ）
- (イ) 第4回辰巳ダムデザイン検討委員会パワーポイント資料（電子データ）

イ 本件請求文書2に対応する公文書

- (ア) 第3回辰巳ダムデザイン検討委員会の議事録本文
- (イ) 第4回辰巳ダムデザイン検討委員会の議事録本文

（公文書を保有していない理由）

委託業務の完了期限前であり成果品が県に提出されていないため、公開請求に係る文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年8月22日に、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 質問

実施機関は、平成18年9月20日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、質問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、当審査会では、異議申立人に対して、実施機関から提出された理由説明書を平成18年11月30日付で送付し、意見書の提出を求めたが、提出はなかった。

(1) 条例第2条の規定によれば、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書で、組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するものとされている。

検討委員会で使用されたパワーポイント資料を含む全ての資料は、河川課が受領し、検討を経て組織的に用いた文書であり、成果品として納入されたか否かには関係なく、公文書に相当するもので、実施機関において保管されているべきものである。

(2) したがって、本件請求文書は存在するはずであり、実施機関は公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書からみると、おおむね次のとおりである。

1 第3回及び第4回検討委員会で使用したパワーポイント資料は、実施機関と受託業者が検討委員会直前まで協議し、修正等を加え、検討委員会当日の資料の提示も受託業者が行ったもので、その時点で電子データを成果品として受け取ったものではない。

2 第3回及び第4回検討委員会で使用したパワーポイント資料は、用紙に出力したものを見覧可能な状態で公開しており、電子データ形式の資料についても、委託業務完了後に成果品として提出されるので、その時点で請求があれば、第1回及び第2回検討委員会に関する資料と同様に公開することとしている。

3 検討委員会では、直前委員会の「議事要旨」を報告しているが、議事録本文については検討委員会で使用されないため、委託期間中に提出を求めておらず、委託業務完了後に成果品として提出されることになっている。

したがって、その時点で請求があれば、第1回及び第2回検討委員会の議事録本文と同様に公開することとしている。

なお、各回の検討委員会の「議事要旨」については、紙に出力したパワーポイント資料と同様に見覧可能な状態で公表している。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件異議申立ての対象となった本件公開請求に対応する文書は、第3回及び第4回検討委員会の電子データの形式によるパワーポイント資料及び議事録本文である。

なお、検討委員会は、平成17年11月17日から18年10月4日にかけて5回開催されたもので、本件公開請求の時点では第4回まで開催済みであった。

3 本件請求文書1に対応する公文書の不存在について

実施機関は、本件請求文書1に対応する公文書に関して、第3回及び第4回検討委員会に係る資料について、委託業務の完了期限前であり成果品が県に提出されていないので、存在であると主張している。

一方、異議申立人は、検討委員会で使用された資料は、本来提出されているはずのものであり、成果品として納入されているか否かに関わらず、公文書として保管されなければならないと主張しているので、以下この点について検討する。

(1) 当審査会において、平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業景観検討委員会資料作成業務委託に係る業務委託（当初）設計書の特記仕様書（以下「業務委託特記仕様書」という。）を見分したところ、「2.業務内容」の「(2) 検討委員会運営補助」として、「検討委員会当日に、会場設営・資料説明などの運営補助を行う。」と記載されていた。

したがって、当該仕様書のとおり、受託者が検討委員会当日の資料となるパワーポイント資料を提出しているが、その電子データは提出されていないとの実施機関の説明は不自然ではない。

(2) 実施機関は、本件請求文書1に対応する公文書のうち、第1回及び第2回検討委員会に関する資料については、前年度の委託業務であり、成果品として提出されているので、その電子データを記憶媒体に複写して交付したことから、成果品として提出されていない第3回及び第4回検討委員会に係る資料を保有していないとの実施機関の主張は不自然ではない。

なお、実施機関は、当日の資料は受託者と検討委員会直前まで協議し、修正等を加えたものであると説明しているが、電子データ自体が実施機関に提出されていないとしても協議や修正ができないとまではいえない。

(3) 条例第2条第2項の公文書の定義では、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」となっており、業務委託の成果品として提出されていない以上、文書を取得し保有しているとは認められない。

以上のことから、本件請求文書1に対応する公文書に関して、第3回及び第4回検討委員会に係るパワーポイント資料の電子データについて不存在決定を行ったことは、不合理ではない。

4 本件請求文書2に対応する公文書の不存在について

当審査会において、業務委託特記仕様書を見分したところ、「2.業務内容」の「(2)検討委員会運営補助」として、「議事録作成」が記載されており、また、本件業務委託の報告書では、各回の検討委員会で前回の議事要旨の確認が行われたことが記載されていた。

このことから、議事録本文は検討委員会で使用しないので、委託業務完了後に成果品として提出させているとの実施機関の主張は、特段不自然とはいえない。

したがって、本件請求文書2に対応する公文書に関して、第3回及び第4回検討委員会に係る議事録本文について不存在決定を行ったことは、不合理ではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　　査　　会　　の　　処　　理　　経　　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 18 年 9 月 20 日	○ 質問を受けた。 (質問案件第 106 号)
平成 18 年 11 月 28 日	○ 実施機関 (土木部辰巳ダム建設事務所) から理由説明書を受理した。
平成 21 年 1 月 19 日 (第 171 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 7 月 31 日 (第 179 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 8 月 12 日 (第 180 回審査会)	○ 事案の審議を行った。